高松市では、犬猫へのマイクロチップ装着推進事業をはじめます

＼不幸な命を減らそう！みんなおうちに帰ろう！／

MC装着と手術の両方で **最大4,500円補助**

マイクロチップ（MC）装着費用の一部を補助します

一頭あたり（上限）１，５００円

令和４年６月から、飼い犬・飼い猫へのマイクロチップ（ＭＣ）の装着が努力義務化されたことを受け、マイクロチップの普及啓発のため、マイクロチップ装着費用の一部を補助します。

マイクロチップって何？

直径2ミリメートル、長さ8～12ミリメートルの円筒形で、アンテナ、IC部が内蔵されています。
記録された15桁の固有の番号を専用リーダーで読み取り、指定登録機関に登録された飼い主情報と照合することで飼い主を特定できます。

どうやって装着するの？

県内の動物病院でできます。専用の注射器で装着します。

なんだか不安。安全性は？

表面に副作用がない材質が使われており、獣医師が正しく施術すれば、動物の体に負担をかけることはありません。 不妊・去勢手術と一緒でも、単独でもできます。

マイクロチップには、こんな役割があります

所有者明示

迷子や災害発生時の早期返還

盗難防止

ＭＣ情報の登録はこちらから

犬と猫の
マイクロチップ情報登録
環境省 指定登録機関
公益社団法人日本獣医師会
https://reg.mc.env.go.jp/

MCを装着した　犬や猫を購入・譲り受けた　住所や連絡先が変わった　犬や猫が亡くなった

マイクロチップを入れた方へ

環境省の指定登録機関に、ペットと飼い主情報を登録してください。

令和5年６月１日
受付開始

犬猫の不妊去勢手術費も補助します

一頭あたり（上限）３，０００円

マイクロチップの装着のある飼い犬・飼い猫に、不妊去勢手術を実施した飼い主には、当該手術費用の一部を補助します。

※ペットショップなど第一種動物取扱業者が実施したものは対象外です。

補助金の詳細についてはこちらからご覧になれます

高松市動物情報サイト
わんにゃん高松　補助金ページ

申請方法など詳しくは裏面へ

飼い犬・飼い猫の マイクロチップ装着費・ 不妊去勢手術費の補助金申請方法

令和５年度

市内で飼育する飼い犬・飼い猫に不妊去勢手術及びマイクロチップ（以下、MC）の装着をした飼い主に対して、次の費用を補助します。どちらか一方の費用の申請も可能です。

補助対象区分と補助金額

- **MC装着費**　犬又は猫１頭につき、１，５００円（上限）
- **不妊・去勢手術費**　犬又は猫１頭につき、３，０００円（上限）

※ １枚の申請書で手術費とMC装着費の両方を申請できます。
※ 令和５年５月１日以降の手術費の補助金申請については、MCを装着し、指定登録機関への登録を終えていなければ受付できません。
※ 実際に支払った金額が上限に達しない場合は、実際に支払った額を補助します。

補助を受けられる要件

- 市内に住民登録があり（市内に事業所等を有する法人を含む）、市税を滞納していない成人
- 市内で飼養され、MCの装着のある飼い犬・飼い猫
- MCについて、指定登録機関への登録が済んでいること
- 犬の場合、狂犬病予防法に基づく登録と申請年度の狂犬病予防注射が済んでいること
- 補助を受けようとするMCの装着又は不妊去勢手術は県内の動物病院で実施し、各施術日から１年以内の申請であること

※ 動物取扱業者が営利目的に飼養する犬猫は対象外になります。
※ 世帯による頭数制限はありません。
※ 令和５年４月３０日までに不妊去勢手術が済んでいるものについては、旧補助事業の要件が適用されます。（詳しくは「わんにゃん高松」をご覧ください。）

申請に必要なもの

① 申請書
② 領収書等の写し（装着日又は手術実施日が記載されたもの）
③ 請求書
④ 内訳書又は明細書（領収書に施術内容や金額の記載がない場合は、領収書と一緒に施術内容や金額の内訳がわかる内訳書や明細書を添付してください）

※申請書・請求書は保健所・総合センター・支所・出張所・市役所案内所にあります。

申請方法

電子申請フォームから申請できます。
（電子申請ができない場合は、申請書等を、
保健所生活衛生課、各総合センター、支所・出張所に提出）

補助金の申請はこちら

申請フォーム
令和5年6月1日～

https://logoform.jp/f/6sxMT

申請受付開始日

令和５年６月１日から（予算がなくなり次第終了）

― 申請先・お問い合わせ先 ―

高松市保健所　生活衛生課　動物管理係

高松市桜町１丁目１０番２７号
ＴＥＬ　０８７（８３９）２８６５